

※保育所(園)は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

※保育所園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたいがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所(園)での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

※登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

<保護者記入用>

登 園 届 (保護者記入)	
_____ 保育所(園)長殿	
	児童氏名 _____
	生年月日 _____
<p>病 名 _____ と</p> <p>医療機関名 _____ において診断され、</p> <p>登園のめやすを参考に、症状が回復すれば、登園可能と診断されています。</p> <p>年 月 日 症状が回復し、</p> <p>集団生活に支障がない状態となりましたので登園いたします。</p>	
保護者氏名 _____	印 (またはサイン) _____

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病 名	感 染 し や す い 期 間	登 園 の め や す
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

出典:厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

那覇市こどもみらい部 こどもみらい課 Tel:861-6903

(H23.09)

会員 各位

那覇市医師会

会 長 真栄田篤彦

担当理事 宮城 政剛

保育園等における感染症罹患児への「登園届け」の取り扱いに関して  
(ご協力依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろより会員の皆様には当会の各種事業に御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、見出しの件につきましては、厚生労働省より平成21年8月17日付けで通知された「保育園における感染症対策ガイドライン」において、保育所等における感染症罹患児への「登園届け」が初めて例示されています。(添付資料をご参照下さい)

これは、保護者が「登園届け」を保育所等へ提出することにより、保育所等が的確に入所児童の感染状況を把握し、感染症の集団発生や流行をできる限り防ぎ、また会員施設においては患児が感染治癒後に来院した際に、他感染症へ罹患しないようにすることを目的にしています。

しかし、「登園届け」の登園のめやすに関しましては、保護者に分かりにくい表現が含まれているため、その記載に当たっては(登園届けは保護者が記載する事になっています)、診断がついた時点でかかりつけ医等による保護者への丁寧な(適切な)指導・説明(特に患児の発熱の有無、食事摂取の状況などの確認に関して)が必要であると考えます。

つきましては、貴施設受診の際に保護者が、「登園届け(添付資料)」を持参した場合、または貴施設より「登園届け」を発行される場合は、よろしくご対処下さいますようお願い申し上げます。

<感染症>

☆ 問合せ先：① 那覇市医師会 生活習慣病検診センター(検診部 上地)

TEL 868-9331 Fax 860-6696

② 那覇市 こどもみらい課 (担当：真境名)

TEL 861-6903 Fax 862-9669

記

1. 同封資料 : 登園届け (1枚)

※ 上記の件は、小祿班より評議員会(7月)に寄せられた質問に対する回答になります。